

2020年6月22日

組合員各位 殿

福岡県大牟田市高砂町 16

筑後保健生活協同組合

代表理事 理事長 笠原博美



解散のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、筑後保健生活協同組合は、2020年6月20日開催の総代会において、裏面の理由により、2021年3月末日をもって解散することを決議しました。

なお、定款第67条では、総代会での解散決議後の組合員の総会招集請求の権利等（裏面参照）が定められていることをご知らせします。

また、解散の決議が確定した場合、出資金の返還については、2021年4月以降を予定しています。具体的な手続きにつきましては、再度文書等でご案内いたします。

なお、この件につきましてご質問等がありましたら下記までご連絡ください。

○筑後保健生活協同組合 本部（大牟田市高砂町16）

（電話）0944-56-0717（FAX）0944-56-0723

（受付時間 平日：月曜日から金曜日（祝日を除く） 9：30～16：00まで）

【解散の理由】

近年、筑後保健生協の組合員活動は、組合員の高齢化にともない班会を行える班が減少し、組合員に十分な活動の場が提供できなくなっていました。今後、保健生協としての健康づくりなどの組織活動は継続することが難しいのが現状です。

そのため、保健生協を解散し、これまで保健生協の設立の目的でもある組合員の健康・予防活動を、住民の立場で検診などの予防活動を行ってきた共同組織である「ありあけ健康友の会」に引き継ぐこととします。

そして、筑後保健生協の介護事業は、社会福祉法人「あらぐさ会」に引き継がれます。

これにより、社会福祉法人「あらぐさ会」を含む協力医療機関と一体になった健康・予防活動を今後も継続・発展させていくことができます。

(参考)

定款 第67条

総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2. 総代会において組合の解散の決議があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3. 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4. 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(以上)